

## 個人情報保護委員会（第228回）議事概要

- 1 日時：令和5年1月11日（水）14：50～
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、森川総務課長、吉屋参事官、栗原参事官、香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官、松本研究官

### 4 議事の概要

#### （1）議題1：犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像利用に関する有識者検討会報告書案について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

梶田委員から「顔識別機能付きカメラシステムは、犯罪予防や安全確保に効果を有するとされていることから今後広く普及していくことが見込まれるものである一方、誰もが本システムにより撮影される可能性もあるため、本システムの適切な取扱いについては、社会的に高い関心が寄せられていくものと考えている。そこで、パブリックコメントを通じて、国民や事業者の多様な意見を聴き、よりよい報告書にしてほしい」旨の発言があった。

小川委員から「本報告書の基本的な考え方として、個人情報保護法の遵守とともに、システムの運営者等が自ら情報発信して透明性を確保することが重要と記載されている。その際、情報発信した内容が被撮影者である一般の方々に明確に伝わるのが、より大事なポイントとなる。例えば、防犯のための監視カメラとこの顔識別システムとは何が違うのか、監視と識別と認識とは何が違うのか等、機能や言葉の内容等を分かりやすく提示することが必要である。さらに公共空間では日本語がわからない海外からの旅行者や目の不自由な方々にも情報を明確に伝えるため、サインやアイコンのデザインも含め、ユニバーサルなUXデザインを社会全体で推進することが大事だと思う」旨の発言があった。

中村委員から「本検討会が犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像利用に特化して個人情報保護の観点から留意すべき点をまとめることは、カメラ画像処理技術の進歩とその応用の要請の高まりの中、技術の活用に対する懸念も増えている状況において時宜を得たものだと思う。また、顔認証技術利用に対する社会の理解を深めることは大変重要なことだが、その意味でも本報告書案に関するパブリックコメントの実施が顔認証技術利用に関する議論を深めるという重要な役割も果たすこととなると思う。様々な御意見を各方面からいただくことが予想されるが、今回も、従来と同様に、いただいた御意見を当委員会のあるべき施策の糧にしていくことを期待する。

顔認証に限らず、A I の活用による様々な課題の克服や利便性の向上とそれに付随する個人の権利やプライバシーの侵害の問題がぶつかり合う領域は、A I 技術の進歩に伴い今後も広がっていくのではないかと推測する。その中で、個人の権利利益を守りながら国民や社会にとって有用な技術を発展させ、よりよい社会を築いていくために当委員会が個人情報保護法にのっとり果たしていく役割も拡大していくのではないかと思う」旨の発言があった。

大島委員から「本報告書案では国際的な議論についても資料 1-2 別紙 1 においてまとめていただいている。G P A（世界プライバシー会議）あるいはA P P A（アジア太平洋プライバシー機関）フォーラムの場での意見交換や情報交換を踏まえて考えると、カメラが導入されていることを正確に伝えるということは、資料 1-2 別紙 3 にあたる揭示の問題ではないかと思う。G P A あるいはA P P A フォーラム等で、世界統一的な揭示案の議論がなされていないのであれば、理想的には日本発で世界に共通するものができれば素晴らしいと考える」旨の発言があった。

藤原委員から「法律の世界では、事実が先行して法的対応が後から追いかげざるを得ない分野が多く、カメラ画像の利用については、このことが当てはまる分野であり、社会的な理解が最も重要だと思う。こうした意味で、自由と安全、個人情報保護法との関係について、現状の問題を把握し、裁判例、文献まで含めて整理した本報告書案は大変価値があるものだと思う。個人情報保護法第 19 条や第 20 条の解釈も大変参考になり、地方公共団体にとっても有意義なものになると考えている。また、我が国でどのような議論をしているかは、E U も大いに関心を持っているところであり、当委員会として情報発信することにも意義があると思う」旨の発言があった。

浅井委員から「今回の検討会の対象である顔識別機能付きカメラシステムと同様に、顔認識技術を含む新技術がもたらすプライバシーやデータ保護といった課題は、国際的なデータ保護機関にとって非常に重要なテーマである。G P A の顔認識に係る決議については、当委員会も参加したF R T（顔認識技術）サブグループに積極的に関与し決議に至った。昨年 10 月にトルコで行われた会議に私も出席し、決議支持を表明し、『重要性を強調する』という発言をした。当委員会も参加しているA P P A フォーラムでは、毎回、各国より、顔認識技術を含む新たな技術に係る報告がある。当委員会も、昨年 7 月のフォーラムで『新しい技術から生じるプライバシー上の課題』というテーマのディスカッションに参加し、当委員会の取組について発言した。今後も、ボーダレスの世界環境を踏まえ、国際間で知見や情報を共有し、連携することが重要だと思う」旨の発言があった。

高村委員から「顔識別機能付きカメラシステムは、一般の国民にはよくわからないシステムだと思う。このため、個人情報取扱事業者が、個人情報保

護法等の法令に適合させる形で本システムを構築・運用しても、一定数の国民からの苦情や不安は出ると思う。他方、公共交通機関に係る空間は、利用者にとっては選択の余地がないため、本システムの対象になりたくないと思っても公共交通機関を利用せざるを得ない状況にあると思う。個人情報保護法等の法令に適合する形で本システムを構築・運用するとしても、一般の国民の不安や苦情に丁寧に応えていく必要がある。そのためには、本システム導入前に、可能な限りPIA（個人情報保護評価）を実施し、国民からの不安や苦情に丁寧に応えていく必要がある。漠然とした不安やたしか根拠のない不安も出るかもしれないが、その中にも肖像権やプライバシーといった権利利益に係る不安や新たな視点・注意点が含まれている可能性がある。是非PIAの過程で、一般国民と十分なコミュニケーションをとり、問題点を発掘したり、改善して欲しいし、本システムを導入した後も、不安や苦情に適切に対応してほしい。また、施設内への掲示の書式については、事業者にとって一定の参考になるものだが、外国からも多数の方々から日本に来られているので、外国語でも掲示するようにしていただきたい」旨の発言があった。

丹野委員長から「今回、本検討会において、犯罪予防や安全確保のために、顔識別機能付きカメラシステムを利用する場合の適切な在り方について整理をしていただいた。事業者がかかるシステムを導入する際には、個人情報の取扱いについて透明性を確保し、適正な運用を行うことで、個人の権利利益を保護するとともに、被撮影者や広く社会から一定の理解を得ることが大変に重要だと思う」旨の発言があった。

本検討会による手続きを進めることとなった。

なお、本議題については、資料、議事録及び議事概要について後日公表することとなった。

(2) 議題2：破産者等の個人情報を違法に取り扱っている事業者に対する個人情報の保護に関する法律に基づく対応について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

丹野委員長から「本件については、これまでも当委員会でも逐次議論を重ねてきたものであり、今回、本件が、当委員会にとって初めての刑事告発事案となる。本件サイトによる個人情報の取扱いが、個人情報保護法に違反し、当該個人に関する人格的・財産的差別が著しく誘発される恐れが十分に予見されることを重く受け止め、当委員会が昨年11月2日に発出した命令にも反し、依然サイトは閉鎖されず、重大な権利利益の侵害は継続している。本事案のように個人情報の適正な取扱いにより国民の安全・安心を確保するという個人情報保護法の理念を没却するような者に対しては、当委員会は厳粛に対応を行う必要があると考える」旨の発言があった。

原案のとおり進めることとなった。

なお、本議題については、事案の社会的な影響を勘案し、配布の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については非公表とすることとなった。

以上